

第 253 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和 5 年 11 月 27 日（月曜日）

午後 3 時 00 分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室

3 議 題

（1）漁業許可の公示

（2）その他

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和5年11月14日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
ひきなわ漁業	3隻	10トン未満	－	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	8月1日から2月15日まで	なし
小型定置網漁業(樹網漁業)	－	－	1人	－	第2種共同漁業権区域内	周年	操業区域の漁業権者の同意を得た者
潜水器漁業			57人		第1種共同漁業権区域内	周年(以下の期間を除く) ナマコ: 6～8月 アワビ: 10～12月 サザエ: 6～7月 ムラサキウニ: 7～8月 パフンウニ: 1～3月 カキ: 5～6月	

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

公示日から2ヵ月間